

埼玉県北部保健医療圏地域災害保健医療調整会議設置要綱

(令和4年7月21日 熊谷保健所長及び本庄保健所長決裁)

(設置)

第1条 北部保健医療圏（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町及び寄居町）における災害時の保健医療体制を確保するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県北部保健医療圏地域災害保健医療調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 調整会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 発災後に設置する地域災害保健医療対策会議（以下、「対策会議」という）に関する事
- (2) 災害時におけるコーディネート活動等のマニュアル等の整備・検討に関する事
- (3) 災害時に必要な体制や発災直後の情報収集体制の検討・整備に関する事
- (4) 災害時の保健医療活動に関する研修及び訓練に関する事
- (5) その他北部保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

(組織)

第3条 調整会議の委員は、次に掲げる者とし、第9条で定める事務局の長が選任する。

- (1) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会の代表
- (2) 災害拠点病院、災害連携病院の代表、地域災害医療コーディネーター
- (3) 第2次救急医療施設、看護協会、透析災害医療第5地域ブロック、精神科医療施設及び県立病院の代表並びに災害時小児周産期リエゾン
- (4) 消防、警察の職員
- (5) 市町の職員
- (6) 県災害対策本部熊谷支部（北部地域振興センター）の職員
- (7) 保健所長
- (8) その他必要と認められる者

2 前項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡、その他地域の実情等を十分勘案するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 議長は熊谷保健所長、副議長は本庄保健所長とする。

- 2 議長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、議長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事に関して、広く周知を図り又は意見を聴く必要がある場合は、説明会や公聴会を開催することができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができる。

(部会)

第8条 調整会議に、第3条に定める委員の属する機関の職員をもって組織する専門部会を置くことができる。

(調整会議の庶務)

第9条 調整会議の庶務は、熊谷保健所に設ける事務局において処理するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月23日から施行する。
- 2 第3条の規定による委員の選任及び第9条の規定による会議の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。